

生徒指導だより

郡山市立郡山第一中学校 生徒指導部発行
発行責任者：生徒指導主事
発行日：令和4年5月12日(木)
＜ 第4号 ＞



6月6日(月)からは、夏服への「衣替え」になります。

早いもので、あと半月で6月。今年も半分を過ぎてしまいます。
来月6月6日(月)からは、夏服への衣替え完全実施となります。今年は梅雨入りが早いとの予測もありますが、クールビズの観点から準備する期間も衣替え完全実施3週間前(5月16日(月))からとしましたので、夏服への移行がスムーズに完了できるよう準備しましょう。
なお、各家庭に向けて、『衣替えについて』という文書を本日配付しましたので、確認してください。それに伴い、その他夏場の学校生活について、下記の点について確認をお願いします。

<ジャージへの着替えについて>

- (1) 朝は「暑さをしのぐ」という意味で、登校直後から半袖・ハーフパンツになってもよいこととします。
* 暑くないのであれば、朝の短学活までは制服で過ごして結構です。
- (2) その他の日常生活のジャージ着用については、着替えの原則に合わせてジャージになるようにしてください。
* 暑さ寒さの感じ方には個人差がありますので、自主性に任せ、本人の意思を尊重します。
- (3) 集会の時には、原則半袖・ハーフパンツでの入場となります。理由がある場合は、担任の先生に申し出てください。

<その他>

- (1) 飲み物の持参について
○ 年間を通じて水筒を持参してもよいことになっています。

・中身は給水のためのものとします。 ・飲む時と場を考えること。

* ペットボトルについても、年間を通じて持参してもよいとなっています。ただし、空いたボトルは持ち帰ること。

サーパス前の横断歩道！ 自転車通学生の諸君！！ どんなふうに渡ってますか？

まずは、次の問題に答えてみてください。

問) 右の図に自転車で横断歩道を渡るときの間違いが1つあります・どれが間違いか分かりますか？



まず、自転車で横断歩道を通過するといかなる法令に違反するのか考えてみましょう。 道路交通法では、以下のように規定しています。【17条1項】

「車両は、歩道又は路側帯と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。」

また、横断歩道は「歩行者の横断のための場所」ですから、自転車は、原則として、横断歩道は自転車に乗ったままでは渡れません。

ただし、例外も認められています。

- 1) 自転車横断帯(上の図③)があれば、その横断帯を自転車に乗って横断できます。
- 2) 歩行者信号機がある横断歩道で、通行しようとする歩行者がいらないなどは、自転車に乗って横断歩道を渡れます。

つまり、

- ①は、歩行者が渡っていないので、自転車に乗って横断歩道を渡ることができます。
- ③は、自転車通行帯があるので、その部分を自転車に乗って渡ることができます。
- ②は、歩行者が横断歩道を渡っているので、自転車はおりて横断歩道を渡らなければいけません。

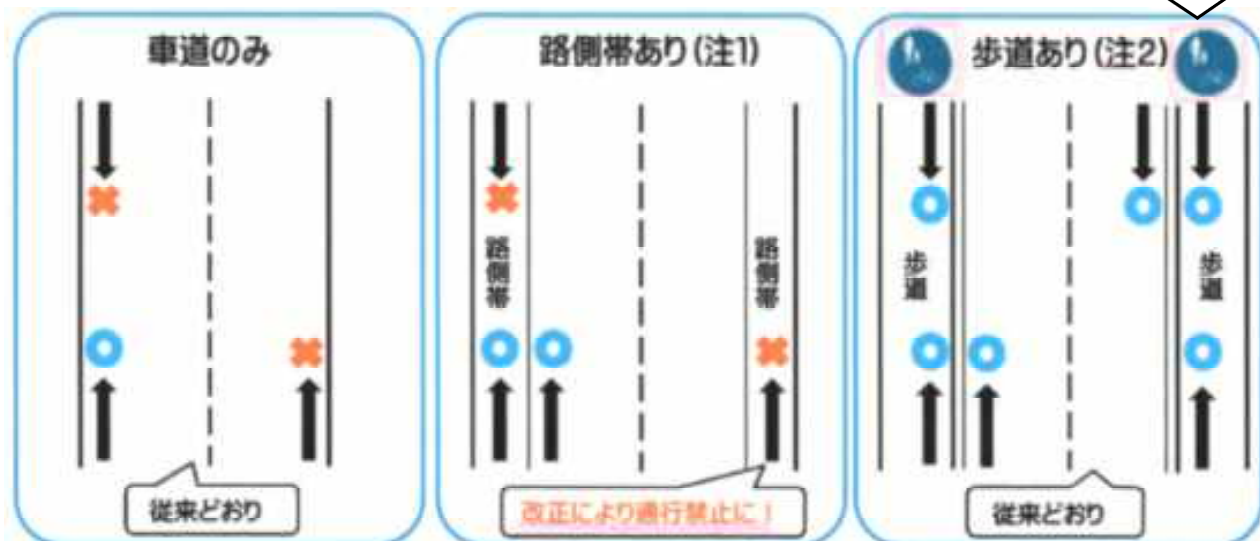
∴ 答えは②・・・ということになります。

ギモン…じゃあ、自転車って歩道の部分は通れないの？

いいえ！ 右の「標識」や「マーク」がついている場所は、通ることができます。郡山市内のほとんどの歩道がある場所では、通行可能になっているようです。見たことがありますか？



2・3年生は知っていることです!! 歩道通行が可能ならば、右側も通って大丈夫ってことなんだ!



(注1) 自転車は車道通行が原則です。自転車は歩行者の通行を妨げる場合を除いて路側帯を通行することができます。

(注2) 自転車で歩道を通行できるのは、①道路標識があるとき ②児童・幼児(13歳未満) 70歳以上の者・身体障害者 ③車道や交通の状況により歩道通行することがやむを得ないときに限ります。

※ 路側帯とは、歩道のない道路や歩道のない側の路端寄りに白線によって区画された部分を言います。

= あなたは、どう考えますか？ =

先日、市内の高校生くらいの年代の男性から学校にこんな電話がありました。
「私が自転車で帰っていると、一中前の内環状線を49号国道の方向(南の方向に進む)に一中生の男子生徒数名が歩道を埋めるように歩いていた。いつかは気づいてくれると思い、後ろを付いていくような感じで進んでいった。ちょっと経って、その生徒たちは後ろからの自転車に気づき、道をゆずってくれた。「ありがとう」と言ってわきを通ったとき、ある一人の生徒から「イヤホンしてんじゃない!」という声が聞こえてきた。私は、軽度の難聴(耳が聞こえづらいこと)であり、補聴器(右写真2枚)をつけているので、言われるのは慣れているけれど、世の中にはそういう人(必要性があって補聴器をつけなければならない人)もいるということを知ってもらいたくて電話をした。」 ……とのこと。



これを聞いて、いろいろなことを考えました。

< 歩いている側からの視点からすると >

- 自転車にイヤホンをしながら(音楽を聴きながら)乗るのは、法律に違反しているから、処罰の対象だぞ!
- イヤホンをしながらの自転車運転はダメなことを指摘することは正しいことだぞ!
- 歩道を自転車を通れるスペースを空けて歩行していれば、このようなやりとりはなかったかも。
- そのイヤホンが補聴器ってことを知っていたなら、そんなことを言わなかったのになあ。

< 自転車に乗っている側からの視点からすると >

- 耳が聞こえづらい人からすれば、イヤホンすることは自分の命を守ることだ!
- 指摘されたからといって、それぞれに「自分は耳が聞こえづらいんです」という説明を言ってまわる余裕はなさそうだなあ。
- そのイヤホンが補聴器ってことを知ってたなら、そんなことは言われないのかなあ。

…果たして、どんなふうに理解をして、どんなふうに行動すれば良かったのか? どんなふうに行動できたのか?
「障害者も住みよい街作り」とか「誰一人として取り残さない社会作り」などと世の中では言っているものの、実際に経験することも少なく、どんな気持ちで生活すればいいんだろうか? なんと結論が出ないままの掲載となりました。あなたたちはどう考えますか?